

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年5月12日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

(1) 件名

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯に対する給付金に係る人材派遣契約

(2) 委託内容

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯に対する給付金に関する問い合わせへの対応等

2 履行場所

横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

3 契約日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月3日から令和5年4月28日

5 契約金額

579,678円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社ホットスタッフ横浜（横浜市西区岡野1丁目13番15号 ペレネ和平ビル3階）

代表取締役 青木 繁貴

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年3月22日に内閣府で開催された「物価・賃金・生活総合対策本部」の会議において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減のため、国は住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を目安として給付することとしました。

本市においても、市民の方からの問い合わせ等に迅速に対応するため、電話対応等を行う人員を即時的に確保する必要があったことから、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札の有資格者名簿の登録種目「601 労働者派遣」に登録がある業者のうち、給付金制度に関する事前の研修を実施することなく、就業日当日から電話対応等が可能な人員を即時確保することが可能な事業者を選定しました。

9 所管課

健康福祉局総務課